

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 乾 紳一郎 ㊟

## 1 委員会名

議会運営委員会

## 2 期 間

平成21年11月4日（水）～5日（木）

## 3 視察都市等及び視察項目

- (1) 郡山市 議会運営について
- (2) 会津若松市 議会制度の改革について

## 4 所感等

### 1、郡山市 議会運営について

11月4日、郡山市では議会運営について（1）代表質問・一問一答方式一般質問について（2）決算審査について、（3）予算審査について、（4）夜間・休日議会についての4項目について調査した。

代表質問は、流山市議会でも導入を検討しているもので、郡山市での状況は参考になった。郡山市では、一般質問と代表質問の区分けがはっきりしていないとのことで、毎議会実施から3月議会のみに変えたとのことであったが、流山市で一般質問と代表質問のそれぞれの役割をどう整理するのが必要になるものとする。3月議会冒頭で、市長の市政方針演説など基本路線について総括的な質問を会派代表がおこなうのは、十分な予算審議をすすめる上で意味のあることと考える。

一般質問では、郡山市は1議員の持ち時間が年間1時間（質問のみ）、一問一答でも項目ごと3回までと制限しているということであった。年間での時間制限というのはめずらしい。流山市では、質問の持ち時間40分以上は制限を設けていないが、これは、一般質問の活性化に役立っていると思

う。

決算審査については、郡山市では会期中に決算書熟読日を3日設け最低でも7日間の時間的余裕を置くことにしている。決算審査がおこなわれる9月議会は、補正予算の内容も濃く、条例案の多いなど議案が多い議会である。その上での決算審査ということで、非常にきつい議会であり、十分な議案研究するためにはこうした措置も必要と考える。決算審査は特別委員会を設置し、4日ということで、流山市と同じだと考えていたが、審査の在り方はまったく違っていた。全議員が参加し、書類調査ということで2日間、各議員が順繰りで当局から個別に当局各部に質疑するというのである。議事録に掲載される本会議場での質疑は1日だけということで、こんなやり方もあるのかと驚いた。

夜間議会・休日議会については、平成13年度に試行的に実施したとのことである。流山市議会でも、わが党の提案で議会活性化特別委員会を実施について検討することとなっている。216名の傍聴があったが経費が職員人件費など270万円程度かかっている。傍聴者の意見・感想では、「休日ということで気軽に来られた」「定期的には開いてほしい」などの声もあったとのことである。

その他、議会運営で参考になったのは、全員協議会方式で議案調査という日程が設置されていることである。2日間(3月は4日間)議案について、各部が説明をおこない、簡単な質疑も行われるということである。流山市議会でも全員協議会方式で議案説明会がおこなわれているが時間は1時間~2時間程度であり、各議案について提案理由や提案内容を十分把握することはできない。どうしても、担当委員会の所管する議案は十分研究するが、他の委員会の議案については通り一遍になりかねない傾向があり、すべての議案について、当局説明を時間をかけて受けるのは、ありがたいと思う。

郡山市も流山市と同様に、議会改革では発展途上である。議会によって、いろいろな運営のやり方があって、流山市で当然と考えていることが、他市ではそうではないことが多々あるが、今回の視察でも、その思いを強くした。

## 2、会津若松市 議会制度の改革について

会津若松市での視察は、議会基本条例を平成20年6月に制定し1年が経過する中で、基本条例の実践を市民との意見交換会や政策討論会を実施する中で積み上げてきた成果を学ぶものである。流山市も平成21年3月に議会基本条例を制定し、基本条例にそった議会運営を求められているなかでは、大変刺激的で学ぶところの多い視察となった。

会津若松市では、条例施行後における議会基本条例の意義を、「市民参加を基軸とした新しいマネジメントサイクルモデルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくことを目指す」とし、議会における政策形成のツールであるとしている。市民との意見交換会を政策形成の起点として、意見交換会で出された市民の意見にどうこたえるかを探求する中で、調査研究をおこない具体的な政策として立案・決定するというものである。

会津若松市の議会基本条例の特徴は、議決責任の明確化、代表者会議の明確化、付属機関の設置、予算の確保などであると最初に説明があった。そしてつくってからが若松市と、「広報広聴委員会」「意見交換会」「政策討論会」を軸に、市民参加から政策形成にとすすめる、活動する議会であると強調された。

「意見交換会」は地区別では15地区で、議会報告会+意見交換をおこない、分野別でも、福祉・産業など、細分化してテーマを設置しておこなう。政策討論会は、テーマを設定して気軽にやっていく。協議調整の場、政策能力をつくる場としてとらえている。常任委員会で、議員間での自由討議を財政調整基金のあり方について試行的におこなっているとのことである。

「議決責任」については、基本条例8条に明記して、議会が政策立案した条例についての責任を明確にしている。議員の表決を明らかにするために、議会広報で明示している。何が争点だったのかを明確にして、結果について議会として説明責任をはたすということという。

市民の議会への直接参加は、参考人、公聴会をきちんとやること。付属機関を活用することとしている。

質疑の場では、4人の議員が答えてくれたが、会派の垣根がとれてきており、意思疎通ができるようになった。「チーム・ザ・議会」という言葉が出された。2回の意見交換会を通じての市民の変化としては、市と議会

の区別がついていなかったが、理解されるようになってきたとのことである。自由討議については、6月定例会から委員会で実施するようになってきた。議案を選択してやろうということ。当局に退席してもらって、議員間で活発に討論されているとのことである。また、公開・市民参加で運営する中で、裏取引をやる余地がなくなった。と答えてくれた。

議会基本条例を制定し、マニフェスト研究会が実施しているマニフェスト大賞にノミネートされたということで、流山市も議会関係者からの注目を浴び、流山市議会への視察も増えている。しかし、基本条例後に議会はどう変わったかという点でいえば、会津若松市とは大きな違いがあると思う。何より感じることは、議会基本条例はあくまで市民に開かれた議会、二元代表制の下で行政をしっかりと監視する議会、立法機関として政策立案する議会へのツールにすぎない。個々の議員の質問や提案の中にこそ活かされなければ、見かけだけに終わってしまう。流山市でも、以前の議会とは違って、風通しの良さ、民主的な議会運営という点での前進がみられるが、一般質問ひとつ見ても不十分であり、また、当局提案がすべて原案通り可決されるなど、議会の役割を十分に発揮しているかという点で疑問がある。議会基本条例の議会運営に活かすために、会津若松市などに学びながら、引き続き議会改革をすすめていきたい。